

総社市共催・後援に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市以外のものが責任主体として実施する行事に対する市の共催又は後援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 行事について行政的見地から奨励するとともに、共催者の一員として当該行事の企画及び実施に参画するものをいう。
- (2) 後援 行事について行政的見地から支援するものをいう。

(共催及び後援の基準)

第3条 共催及び後援は、市民の福祉の増進に寄与すると認められるものでなければならない。

2 市長は、行事が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定に該当する場合であっても、共催又は後援を行わないものとする。

- (1) 政治的又は宗教的中立を侵すおそれのあるとき。
- (2) 営利目的であるとき。
- (3) 入場料、出品料、参加料等の徴収金額が、行事を遂行するうえで必要最小限の範囲を超えるなど、参加者に過重な負担を求めると認められるとき。
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (5) 同人的で社会性に乏しいとき。
- (6) 実施が確実でないとき。
- (7) 本市の名誉を棄損するおそれ又は信用を失墜するおそれのあるとき。
- (8) 政治的若しくは宗教的な団体等の宣伝又は当該団体等への勧誘を主たる目的とするとき。
- (9) 暴力団と関係があるとき又はそのおそれのあるとき。
- (10) その他共催又は後援を行うことが適当でないとき。

3 市は、共催又は後援を行うに当たっては、公平を失わないよう留意するものとする。

(申請)

第4条 実施しようとする行事に対して、市の共催又は後援を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、当該行事を実施しようとする日の20日前までに、市長に対し、共催・後援申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて申請し、承認を得なければならない。ただし、緊急を要することに相当の理由があると認めるときは、当該行事を実施しようとする日までに申請し、その承認を得るものとする。

- (1) 規約又は会則等、組織名称、代表者氏名、活動目的、活動実績等が分かる書類
- (2) 行事の企画書、実施要項、収支予算計画書等、行事目的及び行事内容が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(審査及び承認)

第5条 市長は、前条の申請書を受領したときは、速やかにその内容を審査し、承認することが適当と認めたとときは共催（後援）承認通知書（様式第2号）により、不相当と認めたとときは共催（後援）不承認通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による承認に際し、必要な条件を付することができる。

(中止等の届出)

第6条 前条第1項の規定により承認を得た申請者は、承認を得た行事を中止し、延期し、又は内容を変更したときは、市長に対し、速やかにその旨を届け出なければならない。

(取消し等)

第7条 市長は、承認した行事について、行事の実施前に第3条第2項各号の規定に該当すると認められるときは、当該承認を取り消すものとする。この場合において、当該取消しにより、承認を得た申請者が受けた損害については、市はその責めを負わない。

2 市長は、承認した行事について、行事の実施後に第3条第2項各号の規定に該当すると認められたとき又はその他不適当な行為があったと認められたときは、当該申請者がその後において実施する行事の共催及び後援を行わないものとする。

(報告)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、承認を得た申請者に対し、報告を求めることができる。

附 則

この要領は、平成17年4月13日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年12月8日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から実施する。

共催・後援申請書

年 月 日

総社市長 様

申請者住所（団体所在地）

.....

申請者（団体）名

.....

代表者 職・氏名

.....

総社市共催・後援に関する取扱要領第4条の規定により 共催 ・ 後援 を申請します。
なお、行事の実施にあたっては法令を遵守し、当該行事に係る一切の責任を負います。

| | | |
|-----------------|---------------------------------------|------|
| 行事名 | | |
| 日 時 | | |
| 場 所 | | |
| 対 象 | | |
| 連絡先 (通知書送付先) | 住所 〒 | |
| | 氏名 | 電話番号 |
| 他の共催・後援者名 | 共催 | 後援 |
| 行 事 | 趣旨 | |
| | 概要 | |
| 料 金 | 有 料 () 円 無 料 | |

※添付書類

1. 規約又は会則等，組織名称，代表者氏名，活動目的，活動実績等が分かる書類
2. 行事の企画書，実施要項，収支予算計画書等，行事目的及び行事内容が分かる書類
3. その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

総社市長



共催（後援）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました における
共催・後援については、承認します。

第 号
年 月 日

様

総社市長



共催（後援）不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました における
共催・後援については、不承認とします。